

山口市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例及び同規則

令和6年12月24日（火）

○山口市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

（平成27年山口市条例第12号）・・・・・・・・・・ 1

○山口市いじめ問題対策連絡協議会規則

（平成27年山口市教育委員会規則第9号）・・・・・・・・ 5

○山口市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

条例第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する、山口市いじめ問題対策連絡協議会、山口市いじめ問題調査委員会及び山口市いじめ調査検証委員会の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(山口市いじめ問題対策連絡協議会)

第 2 条 法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図るため、山口市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会は、2 0 人以内の委員で組織する。

3 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(秘密の保持)

第 3 条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(山口市いじめ問題調査委員会)

第 5 条 法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、山口市いじめ問題調査委員会

(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

3 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(調査)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、調査委員会に、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせることができる。

2 調査委員会は、前項の調査を行ったときは、その結果を教育委員会へ報告するものとする。

3 第1項の調査に当たり、委員が、調査委員会が行う調査に係る事案の関係者と直接の利害関係を有する場合においては、当該委員は当該調査に加わることができないものとする。

(専門委員)

第7条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

(準用)

第8条 第3条の規定は、調査委員会について準用する。

(委任)

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(山口市いじめ調査検証委員会)

第10条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査を行う機関として、山口市いじめ調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

2 検証委員会は、5人以内の委員で組織する。

3 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(調査)

第11条 市長は、法第30条第1項の報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、検証委員会に当該重大事態に係る法第28条第1項の規定による調査結果についての調査を行わせることができる。

2 検証委員会は、前項の調査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 第1項の調査に当たり、委員が、検証委員会が行う調査に係る事案の関係者と直接の利害関係を有する場合においては、当該委員は当該調査に加わるできないものとする。

(準用)

第12条 第3条の規定は、検証委員会について準用する。

(委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、検証委員会の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

○山口市いじめ問題対策連絡協議会規則

平成 27 年 3 月 30 日

教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(平成 27 年山口市条例第 12 号) 第 4 条の規定に基づき、山口市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 連絡協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 連絡協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席

させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。